

医療局医師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

医療局医師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

医療局医師奨学資金貸付条例（昭和40年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(貸付け)</p> <p>第2条 奨学資金は、次の各号のいずれかに該当する者で将来県立病院等において医師の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、医療局長（以下「局長」という。）が選考により貸し付ける。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法に規定する大学院の医学を履修する課程に在学する者のうち医師の免許を有する者（以下「大学院の医学課程に在学する者」という。）</p> <p>(返還)</p> <p>第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により貸付けを受けた奨学資金の総額（以下「貸付額」という。）に貸付けが開始された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する額（貸付けが開始された月において医師の免許を有しない者のうち、医師の免許を受けた者にあつては当該月分から医師の免許を受けた日の属する<u>月分</u>までの金額に係るもの、医師の免許を受けない者にあつては当該月分から当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月分までの金額に係るものを除く。以下「利息相当額」という。）を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、分割返還をさせることができる。</p> <p>(1) [略]</p> | <p>(貸付け)</p> <p>第2条 奨学資金は、次の各号のいずれかに該当する者で将来県立病院等において医師の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、医療局長（以下「局長」という。）が選考により貸し付ける。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法に規定する大学院の医学を履修する課程 <u>（以下「大学院の医学課程」という。）</u> に在学する者のうち医師の免許を有する者（以下「大学院の医学課程に在学する者」という。）</p> <p>(返還)</p> <p>第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により貸付けを受けた奨学資金の総額（以下「貸付額」という。）に貸付けが開始された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する額（貸付けが開始された月において医師の免許を有しない者のうち、医師の免許を受けた者にあつては当該月分から医師の免許を受けた日の属する<u>年の3月分</u>までの金額に係るもの、医師の免許を受けない者にあつては当該月分から当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月分までの金額に係るものを除く。以下「利息相当額」という。）を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、分割返還をさせることができる。</p> <p>(1) [略]</p> |

(2) 修学後速やかに局長の指定する県立病院等の業務につかなかったとき。

(3) 県立病院等を退職したとき（局長の承認を得て引き続いて市町村の開設する病院又は診療所の医師の業務に従事する場合における当該病院又は診療所（以下「市町村立病院等」という。）の医師の業務に従事するため退職した場合を除く。）。

(4) [略]

2 [略]

(返還等の免除)

第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

(1) 県立病院等又は市町村立病院等に通算して奨学資金の貸付けを受け

(2) 医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験に合格した後、直ちに同法第16条の2第1項の規定により知事が指定する病院（以下「臨床研修病院」という。）における同項の規定による臨床研修（第4号、次条第1項第2号イ及び第10条第3号を除き、以下「臨床研修」という。）を開始しなかったとき。

(3) 臨床研修を修了しなかったとき。

(4) 臨床研修病院において医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下この号、次条第1項第2号イ及び第10条第3号において「臨床研修」という。）を修了した後（奨学生のうち大学院の医学課程に在学する者で既に臨床研修を修了しているものにあつては、大学院の医学課程を修了した後。以下この号、次条第1項第2号イ及び第10条第3号において同じ。）、直ちに局長の指定する県立病院等の医師の業務に従事しなかったとき（臨床研修病院において臨床研修を修了した後、局長の承認を得て市町村の開設する病院又は診療所の医師の業務に従事する場合における当該病院又は診療所（以下「市町村立病院等」という。）の医師の業務に従事した場合を除く。）。

(5) 県立病院等を退職したとき（引き続いて市町村立病院等の医師の業務に従事するため退職した場合を除く。）。

(6) [略]

2 [略]

(返還等の免除)

第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

(1) 臨床研修を受けた期間（この期間が2年を超えるときは、2年とす

た期間に相当する期間（この期間が1年に満たないときは、1年とする。）在職したとき（局長が特に指定する県立病院等のいずれかに初めて1年以上継続して在職した場合及び局長が特に指定する診療科の業務に1年以上継続して従事した場合は、局長が別に定める期間を加えて得た期間在職したものとして算定する。）。 貸付額及び利息相当額の全部

(2) 前号に該当する場合のほか、県立病院等又は市町村立病院等に通算して1年以上在職したとき。 貸付額及び利息相当額の一部

(3) 県立病院等又は市町村立病院等に在職中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職したとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき。 貸付額及び利息相当額の一部

(5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき。貸付額及び利息相当額の全部又は一部

2 [略]

(返還等の猶予)

る。)及び県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事した期間が通算して奨学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間（この期間が1年に満たないときは、1年とする。）に達したとき 貸付額及び利息相当額の全部

(2) 前号に該当する場合のほか、次のいずれかに該当するとき 貸付額及び利息相当額の一部

ア 通算して1年以上臨床研修を受けたとき。

イ 臨床研修病院において臨床研修を修了した後、通算して1年以上県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事したとき。

(3) 臨床研修を受けている期間中又は県立病院等若しくは市町村立病院等の医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は臨床研修若しくは公務に起因する心身の故障のため退職したとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当するとき 貸付額及び利息相当額の一部

(5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

2 [略]

3 局長が別に定める奨学生が、局長が特に指定する県立病院等のいずれかにおいて初めて1年以上継続して医師の業務に従事した場合及び局長が特に指定する診療科の業務に1年以上継続して従事した場合において、当該奨学生に係る第1項第1号の医師の業務に従事した期間については、局長が別に定める期間を加えて得た期間医師の業務に従事したものとみなして、同号の規定を適用する。

(返還等の猶予)

第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。ただし、第2号の場合にあつては、局長が特別の事情があると認めた場合を除き、通算して6年を限度とする。

(1) 県立病院等又は市町村立病院等において医師の業務に従事しているとき。

(2) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を行い、又は大学の医学部の学生が大学を卒業後、大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。

(3) [略]

第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。ただし、第3号の場合にあつては、局長が特別の事情があると認めた場合を除き、通算して6年を限度とする。

(1) 臨床研修を受けているとき。

(2) 県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事しているとき。

(3) 臨床研修病院において臨床研修を修了した後大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。

(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の医療局医師奨学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。